お申込みは確実に予約ができるインターネット申込みのご利用をお勧めします！ 広島県労働基準協会 検索

令和８年度

公益社団法人広島県労働基準協会

職　長　等　教　育
職長・安全衛生責任者教育　開催案内

事業者は、その事業場が次に掲げる業種に該当する場合、新たに職務につくことになった職長その他作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く)に対し、一定の教育を行わなければなりません。
当協会は、事業者に代行して標記教育を行います。この機会にぜひ受講させていただきますようご案内します。

労働安全衛生法第60条

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるもの(※1)に該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

1 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
3 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの。(※2)

※1 労働安全衛生法施行令第19条(職長等の教育を行うべき業種)

法第60条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

1 建設業(下欄の(注)にご留意ください。)。
2 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。
　イ たばこ製造業
　ロ 繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く。)
　ハ 衣服その他の繊維製品製造業
　ニ 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く。)
3 電気業
4 ガス業
5 自動車整備業
6 機械修理業

令和5年4月1日より 次の業種が追加されました。
・食料品製造業(※)　・新聞業　・出版業　・製本業及び印刷物加工業
※うま味調味料製造業、動植物油脂製造業は以前から職長教育の対象

(注) 建設工事現場において請負契約関係にある事業者が同一の場所で相関連して一の仕事を行う場合は、関係請負人により安全衛生責任者を選任することとされております。一方、安全衛生責任者には職長が選任されることが多く、この場合、職長としての職務だけでなく安全衛生責任者としての職務をも遂行することとなることから、平成13年3月26日付、厚生労働省通達基発第178号により労働安全衛生法第60条に定める職長等教育を併せた『職長・安全衛生責任者教育』(14時間)を行うことになりました。

お申込みの際は、いずれに該当するかご留意のうえ手続きしてください。

※2 労働安全衛生規則第40条(抜すい)

法第60条第3号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

1 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
2 異常時等における措置に関すること。
3 その他現場監督者として行うべき労働災害防止に関すること。

＊詳細は最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

出張講習のご相談承ります。お気軽にお問い合わせください。

1 内容

『職長等教育』及び『職長・安全衛生責任者教育』共通項目		
1	作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	2.0時間
2	労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	2.5時間
3	労働安全衛生法第２８条の２第１項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	4.0時間
4	異常時等における措置に関すること	1.5時間
5	その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	2.0時間

『職長・安全衛生責任者教育』受講者対象科目		
6	安全衛生責任者の職務等	1.0時間
7	統括安全衛生管理の進め方	1.0時間

2 受講料・テキスト代

＊消費税10%を含めた額の表示です。　適格請求書発行事業者登録番号 T7240005012381

講習名	テキスト代(うち消費税額)	受講料(うち消費税額)
職長等教育	職長の安全衛生テキスト　：880円(80円) ↑テキスト代改定 10/1～ 1,100円(100円)	会　員：15,400円 (1,400円) 一　般：17,600円 (1,600円)
職長・安全衛生責任者教育	職長の安全衛生テキスト　：880円(80円) ↑テキスト代改定 10/1～ 1,100円(100円) 安全衛生責任者の実務必携：770円(70円) ↑テキスト代改定　1/7～ 990円(90円)	

＊テキスト代は改定されることがあります。申込手続後に改定された場合は講習会場で差額をいただくことがありますのでご了承ください。＊テキストは講習当日にお渡しします。

3 開催日程 及び 会場 （予定）　＊この予定は都合により変更する場合があります。申込時にご確認ください。

職長等教育　及び　職長･安全衛生責任者教育			
令和８年　4月　8･ 9日	福山教習所	9月　1･ 2日	林業ビル(広島市)
4月　15･16日	林業ビル(広島市)	9月　15･16日	サン･シープラザ(三原市)
4月　16･17日	サン･シープラザ(三原市)	9月　16･17日	林業ビル(広島市)
4月　27･28日	林業ビル(広島市)	9月　17･18日	ビューポートくれ
5月　11･12日	林業ビル(広島市)	10月　1･ 2日	林業ビル(広島市)
5月　18･19日	林業ビル(広島市)	10月　22･23日	林業ビル(広島市)
6月　1･ 2日	林業ビル(広島市)	10月　29･30日	福山教習所
6月　9･10日	福山教習所	11月　5･ 6日	林業ビル(広島市)
6月　11･12日	ビューポートくれ	11月　19･20日	廿日市市商工保健会館
6月　17･18日	林業ビル(広島市)	11月　26･27日	林業ビル(広島市)
6月　23･24日	尾道市長者原スポーツセンター	12月　8･ 9日	尾道市長者原スポーツセンター
7月　8･ 9日	福山教習所	12月　10･11日	福山教習所
7月　15･16日	三次市職業訓練センター	12月　21･22日	林業ビル(広島市)
7月　21･22日	林業ビル(広島市)	令和９年　1月　7･ 8日	福山教習所
7月　28･29日	廿日市市商工保健会館	1月　13･14日	林業ビル(広島市)
8月　3･ 4日	林業ビル(広島市)	2月　1･ 2日	林業ビル(広島市)
8月　17･18日	福山教習所	2月　4･ 5日	福山教習所
8月　19･20日	林業ビル(広島市)	2月　16･17日	ビューポートくれ
8月　24･25日	府中商工会議所	3月　1･ 2日	林業ビル(広島市)
		3月　1･ 2日	福山教習所

4 講習基準時間 （予定）

職長等教育	1日目　8:50～17:15 2日目　8:50～15:05	職長･安全衛生責任者教育	1日目　8:50～17:15 2日目　8:50～17:15

＊会場の都合により開講･閉講時間が若干変動することがあります。
詳細はお申込みの支部へお問い合わせ又は お申込後の受講票をご確認ください。

5 会場詳細 ＊会場周辺図は申込受付の際に受講票とともにお渡ししますのでご参照ください。

林業ビル 8階 広島市中区上八丁堀8-23	ビューポートくれ 呉市中通1-1-2
(公社)広島県労働基準協会 福山教習所 福山市瀬戸町山北1-1	サン･シープラザ 三原市城町1-2-1
尾道市長者原スポーツセンター 尾道市高須町985-25	三次市職業訓練センター 三次市東酒屋町306-69
府中商工会議所 府中市元町445-1	廿日市市商工保健会館 廿日市市本町5-1

＊福山教習所の駐車場は日常的に混雑していますので、可能な限り公共交通機関でご来場ください。(JR備後赤坂駅より徒歩10分程度)

6 修 了 証

職長･安全衛生責任者教育修了者には『職長･安全衛生責任者教育修了証』を、
職長等教育修了者には『職長等教育修了証』を即日交付します。

7 申込方法

右欄の申込書により最終ページに記載の最寄りの支部へお申し込みください。

8 そ の 他

①定員になり次第締め切りますので、**お早めに**お申込みください。
②開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足した場合は修了証を交付できませんのでご注意ください。
③受講料の払い戻しは原則としていたしませんので、欠席しないようにしてください。
④講習当日は、受講票及び筆記用具を持参してください。
⑤自然災害や公共交通機関等の運休などの事態により講習会を中止･中断することがあります。
その際は受講者または事業場に連絡をするとともに当協会ホームページに中止連絡を掲載します。
⑥都合により会場や開講時間を変更させていただく場合がございますので、詳細はお申込みの支部へお問い合わせいただくか、申込手続き後にお渡しする受講票をご確認ください。

	職　長　等　教　育	受講申込書
	職長・安全衛生責任者教育	

↑受講を希望する講習名称の左側の空白欄に〇印を入れてください。

＊ 記載事項を楷書で正確に記入してください。
＊ お申込後に、支部より受講票を送付しますので講習当日にご持参ください。
講習日の1週間前になっても届かない場合は、お手数ですが申込支部にお問い合わせください。
＊ お申し込み前に仮予約をされた方は、受講日2週間前までに下記の申込方法により正式な申込み手続きを行ってください。
手続きが行われない場合、予約をキャンセルさせていただくことがありますのでご了承ください。

【支払・申込方法】支払・申込方法をご選択(☑)のうえ、振込月日等を記入(☑)してください。

☐ 適格請求書を希望する	＿＿月＿＿日に ☐ 広島 ・ ☐ もみじ銀行へ振込予定 [請求宛名: ☐ 事業場名 ・ ☐ 受講者氏名]　※個人あて請求の場合は一般価格となりますのでご了承ください。 申込書，添付書類を支部へFAX又は郵送してください。支部より請求書を発行します。 ※受講日より前にお支払いください。
☐ 申込先の支部窓口で支払う	＿＿月＿＿日頃に手続き予定。[領収宛名: ☐ 事業場名 ・ ☐ 受講者氏名] 受講料，テキスト代，申込書及び添付書類を受講日より前に支部へ持参してください。

公益社団法人広島県労働基準協会 ＿＿＿＿＿＿ 支部 行　　適格請求書発行事業者登録番号 T7240005012381

事業場名		連絡先TEL	
		連絡先FAX	
担当者		申込担当者 e-mail	
事業場所在地	〒　　－	受講料 (消費税10%含む)	名分　　円
		テキスト代 (消費税10%含む)	冊分　　円
会員、一般の別	会員　　一般 ※〇で囲んでください	合計 (消費税10%含む)	円

＊ 会員は入会時に手続きした事業場名及び所在地をご記入ください。
＊ 個人情報は本講習の管理にのみ使用しますが、メールアドレスは諸連絡や案内等送信も含みます。差し支えなければご記入ください。

●開催日及び会場をもとに受講希望日(初日の日付)、開催地(＊＊市)、氏名等を正確にご記入ください。

●本人確認書類のコピーを裏面に貼り付けてください。(書類によっては表・裏のコピー)(裏面参照[※])

※この申込書の裏面はホームページから印刷された場合、別ページで印刷されます。

受講希望日 令和　　年　　月　　日　　開催地　　市

番号	フリガナ		生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日生
※	氏名		現住所	〒　　－
番号	フリガナ		生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日生
※	氏名		現住所	〒　　－
番号	フリガナ		生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日生
※	氏名		現住所	〒　　－

※ 番号欄は記入しないでください。
＊ 受講者の記入欄が足りない場合は本紙をコピーのうえ、複数枚にてお申し込みください。
＊ 外国籍の方は、日本語の講義及びテキストの内容が分かる方はご受講いただけます。
＊ 旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、本申込書の氏名欄に旧姓又は通称を使用した氏名を括弧書きでご記入いただき、旧姓又は通称を併記した住民票等を添付してお申込みください。

本人確認書類のコピー貼付欄

本人確認書類として添付できるもの　（現在の氏名，生年月日が判読できる書類）

○ 自動車運転免許証（表裏）

○ 労働安全衛生法に基づく免許証 又は 技能講習修了証（表裏）

○ 住民票 又は 住民票記載事項証明書

○ 個人番号カード（表面のみ）

○ 外国籍の方は、在留カード 又は 特別永住者証明書のいずれかひとつを添付してください

● **申込先**

広島中央支部	〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23林業ビル8階 (TEL:082-228-5475/FAX:082-221-5045)
呉支部	〒737-0051 呉市中央3-8-21大之木ダイモ本社ビル4階 (TEL:0823-22-1359 FAX:0823-22-1324)
福山支部	〒720-0838 福山市瀬戸町山北1-1 (TEL:084-949-2022 FAX:084-949-2034)
三原支部	〒723-0052 三原市皆実1-26-1 able皆実102 (TEL:0848-64-7600 FAX:0848-64-7601)
尾道支部	〒722-0002 尾道市古浜町27-284尾道糸崎港湾福祉センター2階 (TEL:0848-22-3432 FAX:0848-22-3444)
三次支部	〒728-0013 三次市十日市東2-12-20 G･Tビル101 (TEL:0824-62-3945 FAX:0824-62-3947)
広島北支部	〒731-0223 広島市安佐北区可部南3-9-45木村ビル1階 (TEL:082-814-2354 FAX:082-815-5562)
廿日市支部	〒738-0024 廿日市市新宮1-12-26 (TEL:0829-32-3851 FAX:0829-32-3852)

＊不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください＊